

農地法に係る届出等添付書類一覧（令和5年2月 武蔵野市農業委員会事務局作成）

・添付書類が揃ってから、審査を行います。審査後、受理通知書等のお渡しまでには、約1週間かかります。

・届出者や申請者等が直接受け取りに来られない場合は、委任状が必要になります。

また、委任を受ける方については、個人として委任を受ける形式になります（法人への委任不可）。受理通知書受取りの際に身分証明書の確認をします。

・筆（土地）所有者が異なる場合は、別々に届出書等を提出してください。

（記号の説明）

○ 必ず提出するもの

△ 場合により提出するもの（「条件等」欄参照）

添付書類名	条件等	4条 (自己転用)	5条 (権利移動)
印鑑登録証明書（個人） 履歴事項全部証明書（法人）	<u>原本</u> ※3カ月以内	○	○
全部事項証明書の写し	法務局で交付される <u>原本（電子不可）</u> ※3カ月以内	○	○
公図の写し	法務局で交付される <u>原本（電子不可）</u> ※3カ月以内	○	○
土地の案内図	Googleマップ、ゼンリン地図等	○	○
土地の明細書	筆数が多く、届出書等に記載しきれない場合に添付	△	△
議事録（法人）	・履歴事項全部証明書で確認できない場合 ・写し	△	△
定款（法人）			
農地法第18条許可書	・対象が農地法第18条の賃貸借の目的になっている場合 ・写し	△	△

※この他に、参考書類の提出を求める場合があります。